# 意見書

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った(平成19年6月22日)結果、下記のとおり意見を決定する。

平成 19 年 7 月 11 日

主任審理官 西本 修一

記

## 第1 意 見

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案は、適当である。

### 第2 事実及び争点

- 1 改正案の内容
- (1) 改正内容
  - 一 総務大臣が別に告示する条件に適合する場合は、無線局の免許等又は無線設備 の工事設計の変更の許可をすることができる期間を平成29年11月30日までとする こと。(附則第3条関係)
  - 二 改正前の条件に適合する型式検定に合格している無線設備の機器に係る当該合格の効力を有する期間を平成29年11月30日までとすること。 (附則第4条関係)
- (2) 施行期日 公布の日から施行すること。
- 2 総務省の陳述の大要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

スプリアス発射の強度の許容値については、世界無線通信会議(WRC)において無線通信規則(RR)が改正されたことを受け、情報通信審議会及び電波監理審議会の審議を経て、平成17年12月1日に無線設備規則を改正したところである。

この改正では、2年間の経過措置が設けられ、その円滑な導入を進めてきたところであるが、無線設備をリース契約し免許を受ける形態や在庫・中古品の存在があること、船舶レーダーにあっては型式検定の体制が不十分であるため市場投入が限定されること等から、経過措置の適用期間を延長すべく関係者から要望書が出され、検討した結果、経過措置の適用期間を10年間延長することが適当と判断したものである。

具体的には、現行規定では、旧規定による免許は平成19年11月30日までとなっており、

併せて、型式検定の効力も平成19年11月30日までとなっているところ、今回の改正により、平成19年11月30日までに製造されたものに限っては、旧規定により免許できる期間を平成29年11月30日までと10年間延長し、併せて、型式検定の効力も平成29年11月30日まで延長している。

なお、船舶用レーダーについては、型式検定の試験体制の遅れから平成24年11月30日 までに製造された無線設備を用いて免許ができることとしている。

#### 3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、社団 法人全国陸上無線協会が、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

また、意見の聴取の陳述に欠席した財団法人日本移動通信システム協会については、 電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則第42条において準用する同 令第17条の規定により、当該準備書面のとおり陳述したものとみなした。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備考
社団法人全国陸上無線協会	賛 成	
財団法人日本移動通信システム協会	賛 成	欠席

#### 第3 理由

本件は、スプリアス発射の強度に係る経過措置の適用期間を延長するため、無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)の一部を改正するものである。

スプリアス発射の強度の許容値は、WRCにおいてRRが改正されたことを受けて、平成17年12月1日に無線設備規則を改正し、改正施行後は、旧規則から新規則の無線設備に移行するための経過期間を設けていた。

しかしながら、これに関し、

- ① 無線設備をリース契約し免許を受ける形態や旧規格の無線設備の在庫や中古が存在する現実から、2年の経過措置の延長を要望する声が寄せられたこと
- ② 設備規則第48条に規定するレーダー(船舶用レーダー)にあっては、総務大臣の委託により型式検定に係る試験を行う者が新規格の試験に用いるサイトでの年間測定可能 日数に上限があり、新規格の無線設備の市場への投入が限定されること

等の課題が生じていた。今回の改正は、これらの課題に対処するために必要な規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線設備規則の一部を改正する省令の改正案では、平成17年12月に施行したスプリアス規定に係る経過措置のうち、旧規格の無線設備を利用して免許等手続を行うことができる期間及び型式検定の効力を平成29年11月30日まで延長する等の改正を行っているが、これは上記の課題に対処するのに必要であるとともに、スプリアスの新規格への最終適用日(平成34年11月30日)については従来どおり変更しないものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。